

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口正範
(公印省略)

定期事業者検査報告書
(定期事業者検査終了時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 46 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の再処理施設の定期事業者検査（第 3 回）が終了したため、同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 名称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- (2) 住所：茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
- (3) 代表者の氏名：理事長 小口正範

2. 再処理施設を設置した事業所の名称及び所在地

- (1) 名称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
- (2) 所在地：茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33

3. 検査の対象及び方法並びに期日

- (1) 検査の対象及び方法：「核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画」の「表 5-1 性能維持施設」について、同計画の添付書類六「表 6-1-1 性能維持施設の維持管理」に記載した性能が維持されていることを確認する。
- (2) 検査の期日：令和 4 年 10 月 27 日～令和 5 年 3 月 31 日

4. 検査の実績

検査の実績は、別紙のとおり。

以上

定期事業者検査（第3回）検査の実績一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
受入れ系扉群インターロックの作動試験 【要領書番号 1】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	燃料受入系扉 (シャッター扉と トラップ扉のインターロッ ク)	令和 4 年 1 0 月 2 7 日 合格	
貯蔵プール熱交換器の 流量の確認 【要領書番号 2】	第 19 条 (使用済燃料の貯蔵 施設等)	分離精製工場 (MP)	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交 換器、予備貯蔵プールの熱交 換器	令和 5 年 2 月 1 日 合格	
台車と結合装置のイン ターロックの作動試験 【要領書番号 3】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	溶融炉 台車 (G51M118A) と結合装置 (G21M11) のインターロック	令和 4 年 6 月 2 4 日* 合格	* : 当該検査の開始までに使用済燃料の再処理の事業に関する規則第七条の九 (定期事業者検査の実施時期) 第三項の規定を適用し、先行して実施した検査 (令和 4 年 4 月 1 日 (第 2 回検査終了) 以降、第 3 回検査開始までに実施した検査)。 また、本機能は、溶融炉の運転時に必要な機能であり、定期事業者検査の終了日 (令和 5 年 3 月 31 日 予定) 以降に新たに溶融炉の運転を行う前に定期事業者検査を実施する。
建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (その 1)、 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (その 2)、 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (その 3) 【要領書番号 4-1, 2, 3】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家及びセル換気設備送・排 風機	令和 5 年 1 月 2 7 日、 令和 5 年 1 月 3 0 日 合格	
		クリプトン回収技術開発施設 (Kr) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	建家及びセル換気設備送・排 風機	令和 5 年 1 月 1 6 日 合格	
		ガラス固化技術開発施設 (TVF)	建家及びセル換気設備送・排 風機	令和 5 年 3 月 2 2 日 合格	
建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (その 1)、 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (その 2)、 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (その 3) 【要領書番号 4-1, 2, 3】	第 11 条 (火災等による損傷 の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	建家及びセル換気設備送・排 風機	令和 5 年 1 月 2 7 日、 令和 5 年 1 月 3 0 日 合格	
	第 11 条 (火災等による損傷 の防止)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	空気圧縮機 (水素掃気用)	令和 5 年 3 月 6 日 合格	
		ガラス固化技術開発施設 (TVF)	空気圧縮機 (水素掃気用)	令和 5 年 3 月 2 7 日 合格	
圧空設備圧縮機の性能 検査 【要領書番号 5】	第 20 条 (計測制御系統施設)	クリプトン回収技術開発施設 (Kr) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	空気圧縮機 (計装用)	令和 5 年 3 月 6 日 合格	
		高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) 焼却施設 (IF) ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機 (計装用)	令和 5 年 3 月 2 9 日 合格	
	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	空気圧縮機 (計装用)	令和 5 年 3 月 2 7 日 合格		
	ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機 (水素掃気用)	令和 5 年 3 月 2 9 日 合格		
プルトニウム溶液蒸発 缶液面制御装置の作動 試験 【要領書番号 6】	第 4 条 (核燃料物質の臨界 防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶液面 制御装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
冷水設備用ポンプの性能 試験 【要領書番号 7】	その他 (事故対応資機材以 外)	分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷水設備用ポンプ	令和 5 年 1 月 3 0 日 合格	
浄水設備用ポンプの性能 試験 【要領書番号 8】	第 11 条 (火災等による損傷 の防止)	資材庫	浄水設備用ポンプ	令和 5 年 1 月 3 0 日 合格	

定期事業者検査（第3回）検査の実績一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
冷却水設備プロセス用 ポンプの性能試験 【要領書番号9】	その他 (事故対応資機材以外)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷却水設備プロセス用ポンプ	令和5年3月29日 合格	* : 新たに性能維持施設として追加した設備「冷却塔」の検査を実施した。 (第3回 再処理施設 施設管理実施計画 (改訂) による。)
	その他 (事故対応資機材)		冷却水設備プロセス用ポンプ、冷却塔*	令和5年3月29日 合格	
	その他 (事故対応資機材以外)	ユーティリティ施設 (UC)	冷却水供給ポンプ	令和5年3月29日 合格	
蒸気設備の作動検査 【要領書番号10】	第10条 (閉じ込めの機能)	中央運転管理室	蒸気設備	令和5年3月30日 合格	
ガラス固化技術開発施設の保管ピットの風量確認検査 【要領書番号11】	第25条 (保管廃棄施設)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	保管ピット (ガラス固化技術開発施設)	令和5年2月28日 合格	
ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験 【要領書番号12】	その他 (事故対応資機材以外)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	ガラス固化技術開発施設の冷却塔	令和5年3月22日 合格	
建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	第6条 (地震による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (UO3) 排水モニタ室 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 中間閉閉所 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2UO3) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二中間閉閉所 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) 資材庫 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 第三ウラン貯蔵所 (3UO3) ユーティリティ施設 (UC) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和5年3月30日、 令和5年3月31日 合格	以下の工事は、建家周辺で行うため、建家、構築物の検査において確認できない箇所など、影響する可能性があったが、影響はなかった。 ・高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の竜巻防護対策 (令和4年7月～令和5年5月予定) ・ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の竜巻防護対策 (令和4年10月～令和6年3月予定)
		主排気筒*	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和5年3月30日 合格	* : 令和3年7月～令和5年3月の間、主排気筒の耐震補強工事を実施。このため、主排気筒に係る「建家、構築物の健全性確認検査」は、使用前自主検査 (令和5年3月16日合格) の結果により確認した。
	第7条 (津波による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 分析所 (CB) 中間閉閉所 プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二中間閉閉所 ガラス固化技術開発施設 (TVF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和5年3月30日、 令和5年3月31日 合格	

定期事業者検査（第3回）検査の実績一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号 13】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 5 年 3 月 3 0 日、 令和 5 年 3 月 3 1 日 合格	第 6 条の備考に同じ
	第 24 条 (廃棄施設)	放射性廃棄物の廃棄施設	主排気筒*、第一付属排気筒、 第二付属排気筒	令和 5 年 3 月 3 0 日 合格	* : 令和 3 年 7 月~令和 5 年 3 月の間、主排気筒の耐震補強工事を実施。このため、主排気筒に係る「建家、構築物の健全性確認検査」は、使用前自主検査 (令和 5 年 3 月 16 日合格) の結果により確認した。
	第 27 条 (遮蔽)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (UO3) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2UO3) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 第三ウラン貯蔵所 (3UO3) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 5 年 3 月 3 0 日、 令和 5 年 3 月 3 1 日 合格	第 6 条の備考に同じ
定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号 14】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	臨界警報装置	令和 4 年 1 2 月 1 日 合格	
	第 21 条 (放射線管理施設)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (UO3) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2UO3) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 第三ウラン貯蔵所 (3UO3) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ、ベータ線ダストモニタ、プルトニウムダストモニタ、排気モニタ)	令和 4 年 1 2 月 1 日 合格	

定期事業者検査（第3回）検査の実績一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号 14】	第 21 条 (放射線管理施設)	周辺監視区域	モニタリングステーション (ガンマ線線量率計)、 モニタリングポスト (ガンマ線線量率計)	令和 5 年 3 月 1 6 日 合格	
排水モニタリング設備 の作動確認 【要領書番号 15】	第 21 条 (放射線管理施設)	安全管理棟	排水モニタリング設備 (アルファ放射線測定器、 ベータ放射線測定器、ガン マ放射線測定器)	令和 5 年 2 月 8 日 合格	
緊急時対応設備の確認 【要領書番号 16】	第 23 条 (制御室等)	分離精製工場 (MP)	中央制御室の空気循環用機 材	令和 5 年 3 月 2 3 日、 令和 5 年 3 月 2 4 日 合格	* : 新たに性能維持施設として追加した設備「移動式発電機、電源接続盤、電源切替盤 (ガラス固化技術開発施設)」の検査を実施した。(第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画 (改訂) による。)
		ガラス固化技術開発施設 (TVF)	TVF 制御室の空気循環用機 材		
	その他 (事故対応資機材)	核サ研南東地区 緊急時自動車車庫 正門警備所車庫 技術管理棟 再処理警備所 ブルトニウム転換技術開発施設駐車場 (PCDF 駐車場) 分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ガラス固化技術開発施設 (TVF)	電源設備 移動式発電機、接続端子盤 (電源ケーブル含む)、緊急 電源接続盤 (分離精製工場、 高放射性廃液貯蔵場、ガラ ス固化技術開発施設)、可搬 型発電機 (電源ケーブル等 含む)	令和 5 年 3 月 2 3 日、 令和 5 年 3 月 2 4 日 合格	
			ガラス固化体保管ピットの 冷却機能 移動式発電機、電源接続盤、 電源切替盤 (ガラス固化技 術開発施設) *		
			アクセスルートの確保 重機 (ホイールローダ、油圧 ショベル)		
			燃料運搬 タンクローリー		
			崩壊熱除去機能及び放出抑 制設備 水槽付き消防ポンプ自動 車、化学消防自動車、消防ホ ース等の付属品 (水槽付き 消防ポンプ自動車からの供 給用)		
			通信連絡を行うために必要 な設備 通信機材 (MCA 携帯型無線 機、衛星電話、簡易無線機、 トランシーバ)		
			中央制御室の空気循環用機 材 (空気循環装置、可搬型入 気装置、エアロック用グリ ーンハウス)、 TVF 制御室の空気循環用機 材 (空気循環装置、給気ユニ ット)		
			崩壊熱除去機能 予備循環ポンプ、エンジン 付ポンプ、一次冷却水循環 ポンプ、二次冷却水循環ポ ンプ		
水素掃気機能 排風機、ブロウ、可搬式圧縮 機 (圧縮空気用ホース等含 む)、可搬式ブロウ (配管等 含む)					
計装設備 可搬型発電機 (電源ケーブ ル等含む)、可搬式圧縮機 (圧縮空気用ホース等含 む)					
事故対応要員の放射線防護 機能 高線量防護服類 (鉛エプロ ン、タンガステン製防護服、 タンガステンエプロン)					
放射線物質の漏えい対処設 備 可搬型蒸気供給設備 (ボイ ラ、燃料タンク等)、蒸気用 ホース等の付属品 (可搬型 蒸気供給設備からの供給 用)					

定期事業者検査（第3回）検査の実績一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
濃縮ウラン溶解槽緊急 操作系の作動試験 【要領書番号 17】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	溶解槽の圧力上限緊急操作装置 圧力上限緊急操作装置 [I] (242PP+12.2)、 圧力上限緊急操作装置 [II] (242PP+12.3)	—	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
			溶解槽の圧力上限緊急操作装置 圧力上限緊急操作装置 [I] (242PP*10.2、242PP*11.2)、 圧力上限緊急操作装置 [II] (242PP*10.3、242PP*11.3)	—	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
溶解工程インターロックの作動試験 【要領書番号 18】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	溶解槽溶液受槽密度制御操作装置	—	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
警報装置の警報試験 【要領書番号 19】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (第 1 ストリップ調整槽電導度上限操作上限警報装置、抽出器溶媒流量上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
			警報装置 (高放射性廃液蒸発缶γ線上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (廃ガス貯槽内圧力上昇警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
			警報装置 (高放射性廃液蒸発缶圧力上昇警報装置)	令和 4 年 1 2 月 1 4 日 合格	
	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	警報装置 (高放射性廃液貯槽温度上昇警報装置)	令和 4 年 1 2 月 1 4 日 合格		
			警報装置 (第 1 ストリップ調整槽温度上限操作上限警報装置、プルトリウム溶液蒸発缶密度上限警報装置、ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 圧力上限操作上限警報装置、高放射性廃液蒸発缶流量上昇警報装置、圧力上限操作上限警報装置、温度上限操作上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (高放射性廃液蒸発缶液位下限警報装置)	令和 4 年 1 2 月 1 4 日 合格		
		警報装置 (温水器 (282H50) 温度上限操作上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画による。)	
ユーティリティ施設 (UC)	警報装置 (圧縮空気設備圧力下限警報装置)	令和 5 年 2 月 9 日 合格			

定期事業者検査（第3回）検査の実績一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
警報装置の警報試験 【要領書番号 19】	第 20 条 (計測制御系統施設)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	廃止措置計画の性能維持施設に記載された警報装置 (各条項に係るものを除く) 圧空貯槽 (272V603) 圧力下限警報装置	令和 5 年 2 月 9 日 合格	
	その他 (事故対応資機材以外)	分離精製工場 (MP)	廃止措置計画の性能維持施設に記載された操作装置 (各条項に係るものを除く) (グローブボックス (267X65) 液位上限操作上限警報装置)	令和 4 年 1 月 1 4 日 合格	
		ユーティリティ施設 (UC)	廃止措置計画の性能維持施設に記載された操作装置 (各条項に係るものを除く) (冷却水設備圧力下限警報装置)	令和 5 年 2 月 9 日 合格	
操作装置の作動試験 【要領書番号 20】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	操作装置 (第 2 ストリップ調整槽電導度下限操作装置、第 3 ストリップ調整槽電導度下限操作装置、第 1 スクラブ調整槽密度下限操作装置、第 3 スクラブ調整槽電導度下限操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	廃棄物処理場 (AAF)	操作装置 (低放射性廃液第 1 蒸発缶圧力上限緊急操作装置)	令和 5 年 3 月 1 5 日 合格	
		第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	操作装置 (低放射性廃液第 2 蒸発缶圧力上限緊急操作装置)	令和 5 年 3 月 1 5 日 合格	
		第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	操作装置 (低放射性廃液第 3 蒸発缶圧力上限緊急操作装置)	令和 5 年 3 月 1 5 日 合格	
		プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	操作装置 (窒素水素混合ガス供給系水素濃度上限警報上限操作装置、廃液蒸発缶温度上限緊急操作装置、圧力上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
焼却施設 (IF)	操作装置 (焼却灰受槽温度上限操作装置)	令和 5 年 3 月 1 5 日 合格			
分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号 21】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系 (抽出器流量低下緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 22】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気温度警報試験 【要領書番号 23】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その 1) 【要領書番号 24-1】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (蒸気凝縮水系放射性物質検知装置)	令和 5 年 3 月 2 9 日 合格	
蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 24-2】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気凝縮水系放射性物質検知装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設管理実施計画による。)

定期事業者検査（第3回）検査の実績一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
ウラン溶液蒸発缶（第1段）緊急操作系の作動試験（その1）、 ウラン溶液蒸発缶（第1段）緊急操作系の作動試験（その2） 【要領書番号 25-1.2】	第22条 （安全保護回路）	分離精製工場（MP）	ウラン溶液蒸発缶（第1段）緊急操作系 （液面上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置）	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 （第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。）
ウラン溶液蒸発缶（第1段）加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 26】	第11条 （火災等による損傷の防止）	分離精製工場（MP）	ウラン溶液蒸発缶（第1段）蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 （第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。）
脱硝工程インターロックの作動試験（その1）、 脱硝工程インターロックの作動試験（その2）、 脱硝工程インターロックの作動試験（その3） 【要領書番号 27-1.2.3】	第4条 （核燃料物質の臨界防止）	ウラン脱硝施設（DN）	脱硝工程インターロック （UNH受槽密度指示上限操作装置、ウラン濃縮度記録上限操作装置、溶解液受槽密度指示上限操作装置）	令和4年12月6日、 令和4年12月7日 合格	前回の検査において除外としていた装置。機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施した。
脱硝塔緊急操作系の作動試験（その1）、 脱硝塔緊急操作系の作動試験（その2） 【要領書番号 28-1.2】	第22条 （安全保護回路）	ウラン脱硝施設（DN）	脱硝塔緊急操作系 （圧力上限緊急操作装置、温度下限緊急操作装置）	令和5年2月22日 合格	前回の検査において除外としていた装置。機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施した。
酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 29】	第11条 （火災等による損傷の防止）	分離精製工場（MP）	酸回収蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 （第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。）
酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 30】	第10条 （閉じ込めの機能）	分離精製工場（MP）	酸回収蒸発缶内圧力上限緊急操作装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 （第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。）
高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 31】	第22条 （安全保護回路）	分離精製工場（MP）	高放射性廃液蒸発缶緊急操作系 （圧力上限緊急操作装置）	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 （第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。）
高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 32】	第11条 （火災等による損傷の防止）	分離精製工場（MP）	高放射性廃液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 （第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。）
高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験 【要領書番号 33】	第10条 （閉じ込めの機能）	分離精製工場（MP） 高放射性廃液貯蔵場（HAW）	高放射性廃液貯槽内圧力上昇警報装置、温度上昇警報装置	令和5年1月17日 合格	
プルトニウム製品貯槽の液面警報試験 【要領書番号 34】	第4条 （核燃料物質の臨界防止）	分離精製工場（MP）	プルトニウム製品貯槽液位上昇警報装置	令和4年12月6日、 令和4年12月7日 合格	

定期事業者検査（第3回）検査の実績一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
建家及びセル換気系の負 圧警報試験 【要領書番号 35】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) 焼却施設 (IF)	建家及びセル換気系の負圧警 報装置	令和 5 年 2 月 9 日 合格	
		ガラス固化技術開発施設 (TVF)	建家及びセル換気系の負圧警 報装置	令和 5 年 3 月 2 7 日 合格	
セル等温度警報装置の警 報試験 【要領書番号 36】	第 11 条 (火災等による損傷 の防止)	分離精製工場 (MP) 分析所 (CB) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	セル等温度警報装置	令和 4 年 1 2 月 2 0 日 合格	
		廃棄物処理場 (AAF) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	セル等温度警報装置	令和 5 年 3 月 2 日 合格	
セル等漏洩検知装置の警 報試験 【要領書番号 37】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	セル等漏洩検知装置	令和 4 年 1 2 月 2 1 日 合格	
		ガラス固化技術開発施設 (TVF)	セル等漏洩検知装置	令和 5 年 1 月 2 7 日 合格	
非常用発電機の作動試験 【要領書番号 38】	第 29 条 (保安電源設備)	中間開閉所 ユーティリティ施設 (UC)	非常用発電機	令和 4 年 1 2 月 1 5 日、 令和 4 年 1 2 月 1 6 日 合格	
		第二中間開閉所 ガラス固化技術開発施設 (TVF)	非常用発電機	令和 5 年 3 月 1 7 日 合格	
無停電電源装置の作動試 験 【要領書番号 39】	第 29 条 (保安電源設備)	分析所 (CB) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	無停電電源装置	令和 5 年 3 月 3 日 合格	
廃溶媒処理工程緊急操作 系の作動試験 【要領書番号 40】	第 11 条 (火災等による損傷 の防止)	廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒処理工程緊急操作系 (槽温度記録上限緊急操作装 置)	令和 5 年 2 月 1 7 日 合格	
固化セル換気系の緊急操 作系の作動試験 【要領書番号 41】	第 22 条 (安全保護回路)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	固化セル換気系 (圧力上限緊急操作装置)	令和 5 年 3 月 1 6 日 合格	
焙焼還元炉緊急操作系の 作動試験 (その 1)、 焙焼還元炉緊急操作系の 作動試験 (その 2) 【要領書番号 42-1、2】	第 22 条 (安全保護回路)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	焙焼還元炉緊急操作系 (温度上限緊急操作装置、流 量下限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本 機能が必要とする操作等を行 う予定がないことから、左記に 記載する装置の当該検査を除 外した。なお、機能が必要とす る操作等を行う前に定期事業 者検査を実施する。 (第 3 回 再処理施設 施設 管理実施計画による。)

定期事業者検査（第3回）検査の実績一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験 【要領書番号 43】	第 22 条 (安全保護回路)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系 (水素濃度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、流量計、液位計、液面計、密度計)	令和5年3月14日、 令和5年3月15日 合格	
		分離精製工場 (MP)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、密度計、流量計、液位計、電導度計、γ線計)	令和5年3月14日 合格	前回の検査において除外としていた以下の装置。機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施した。 ウラン溶液蒸発缶(第1段)流量計 次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 溶解槽温度計、 溶解槽圧力計、 溶解槽溶液受槽密度計、 廃ガス貯槽圧力計、 溶解施設給液槽流量計、 液位計、 密度計、 抽出器流量計、 第1スクラブ調整槽密度計、 第3スクラブ調整槽電導度計、 第2ストリップ調整槽電導度計、 第3ストリップ調整槽電導度計、 プルトニウム溶液蒸発缶温度計及び圧力計、 ウラン溶液蒸発缶(第1段)温度計及び圧力計、 酸回収蒸発缶温度計及び圧力計、 高放射性廃液蒸発缶圧力計 (27PIC10.5)、電導度計及びγ線計 (第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
		プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、流量計、水素濃度計)	令和5年3月14日 合格	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 焙焼還元炉温度計及び流量計、 窒素水素混合ガス供給系水素濃度計 (第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
		ウラン脱硝施設 (DN)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、密度計、ウラン濃縮度モニタ)	令和5年3月14日 合格	前回の検査において除外としていた以下の装置。機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施した。 脱硝塔温度計及び圧力計、 UNH 受槽密度計及びウラン濃縮度モニタ、 溶解槽温度計、圧力計及び密度計、 溶解液受槽密度計

定期事業者検査（第3回）検査の実績一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	廃棄物処理場 (AAF)	廃止措置計画の性能維持施設 に記載されている計器 (圧力計、流量計)	令和 5 年 3 月 14 日、 令和 5 年 3 月 15 日 合格	次回定期事業者検査まで、本機能 を必要とする操作等を行う予 定がないことから、以下に記載す る計器の当該検査を除外した。な お、機能を必要とする操作等を行 う前に定期事業者検査を実施す る。 海中放出設備流量計 (317FS22) (第 3 回 再処理施設 施設管理 実施計画による。)
クレーンの作動確認 【要領書番号 45】	第 18 条 (搬送設備)	分離精製工場 (MP)	燃料カスククレーン、燃料取出 しプールクレーン、燃料貯蔵プ ールクレーン、燃料移動プール クレーン	令和 4 年 10 月 27 日 合格	分離精製工場 (MP) において、 令和 4 年 11 月～令和 5 年 3 月 の間に燃料カスククレーン (211-1) のワイヤーロープの 2 重化等に係 る工事を実施し、使用開始前にお いても使用前自主検査により健 全性を確認した (令和 5 年 2 月 3 日合格)。
セル内クレーンインター ロックの作動試験 【要領書番号 46】	第 18 条 (搬送設備)	分離精製工場 (MP)	セル内クレーンインターロ ック	令和 4 年 10 月 27 日 合格	
廃ガス貯槽の気密試験及 び安全弁作動試験 【要領書番号 47】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	廃ガス貯槽 (安全弁含む)	—	次回定期事業者検査まで、本機 能を必要とする操作等を行う予 定がないことから、左記に記載す る装置の当該検査を除外した。な お、機能を必要とする操作等を行 う前に定期事業者検査を実施す る。 (第 3 回 再処理施設 施設管理 実施計画による。)
海中放出設備の海中放出 管漏洩試験 【要領書番号 48】	第 24 条 (廃棄施設)	廃棄物処理場 (AAF) 放出廃液油分除去施設 (C) (海中放出設備)	海中放出設備	令和 5 年 3 月 3 日 合格	
加熱蒸気供給系安全弁の 作動試験 【要領書番号 49】	第 11 条 (火災等による損傷 の防止)	分離精製工場 (MP)	加熱蒸気供給系安全弁 (266C3、 271C10)	—	次回定期事業者検査まで、本機 能を必要とする操作等を行う予 定がないことから、左記に記載す る装置の当該検査を除外した。な お、機能を必要とする操作等を行 う前に定期事業者検査を実施す る。 (第 3 回 再処理施設 施設管理 実施計画による。)
空気圧縮機予備機への自 動切替確認 【要領書番号 50】	第 11 条 (火災等による損傷 の防止)	ユーティリティ施設 (UC)	ユーティリティ施設の空気圧 縮機予備機への自動切替機能	令和 5 年 3 月 29 日 合格	
	第 20 条 (計測制御系統施設)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ユーティリティ施設 (UC)	高放射性廃液貯蔵場及びユー ティリティ施設の空気圧縮機 予備機への自動切替機能	令和 5 年 3 月 29 日 合格	
供給ポンプ予備機への自 動切替確認 【要領書番号 51】	その他 (事故対応資機材以 外)	ユーティリティ施設 (UC)	冷却水供給ポンプ予備機への 自動切替機能	令和 5 年 1 月 30 日 合格	